

第 6 期埼玉県障害者支援計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法の施行、障害者雇用促進法の改正など障害者を取り巻く動向や、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会状況を踏まえ計画を策定

II 計画の性格

- 障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく障害児福祉計画
- 本県の障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標などを明らかにした本県における障害者の総合計画

III 計画の期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 か年）

IV 現 状

1 県内の障害者手帳所持者数（令和元年度末現在）

項目	人数及び割合
県人口	7,341,794
(1) 身体障害者手帳所持者数 (うち18歳未満)	205,542 (4,056)
県人口に占める割合	2.8%
(2) 療育手帳所持者数 (うち18歳未満)	51,271 (14,110)
県人口に占める割合	0.7%
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	63,578
県人口に占める割合	0.9%
手帳所持者数合計（(1)～(3)合計）	320,391
県人口に占める割合	4.4%

2 難病患者、発達障害者及び高次脳機能障害者数

項目	対象者数	備考
指定難病医療給付受給者（難病患者）	47,351人	令和元年度末現在
発達障害者数（15歳未満）	60,000人	国の調査を基に推計
高次脳機能障害者数	19,000人	国の調査を基に推計

3 本県の障害者数

令和元年度末の本県の障害者数は、手帳所持者及び難病患者等の合計で約44万7千人となっており、県人口に占める割合は約6.1%となっています。

V 課 題

1 障害者への理解促進と差別解消

障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を図るとともに、障害者や家族からの的確に相談を受ける体制を確保する必要があります。

2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

障害者が地域の中で共に安心して暮らしていけるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保及びコミュニケーション手段の確保などを進める必要があります。

また、障害者が社会の一員として、経済、文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。

3 障害者の就労支援

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、障害者の一般就労への移行を進める必要があります。

また、障害者が適性に応じて能力を発揮できる職に就き、安心して働き続けられるよう職場への定着支援が必要です。

さらに、障害者の多様な働き方の支援や重度障害者の就労支援、工賃の向上に取り組む必要があります。

4 共に育ち共に学ぶ教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、早期からの支援とともに、卒業後の自立も見据え指導を充実する必要があります。

また、障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びの場の提供が必要です。

さらに、教育機関のバリアフリー化など学習環境の整備も進めていかなければなりません。

5 安心・安全な環境づくりの推進

障害者が地域で安心して生活していくためには、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、東日本大震災や頻発する大型台風の教訓を踏まえ、防災・避難対策に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に適切に対応していくための対策を講じていく必要があります。

VI 施策の体系

大柱	中柱	小柱	
I 理解を深め、 権利を護る	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援	
	2 差別解消の推進	同左	
	3 権利擁護の取組の 充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加	新規
II 地域生活を充実し、 社会参加を支援する	1 地域生活支援体制の 充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援	
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実 (2) サービスの質の向上	
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など	
	4 コミュニケーション の支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を使いやすい環境の整備 (4) 視覚障害者等の読書環境の整備	新規
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした 障害者スポーツの振興	
III 就労を進める	1 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重度障害者の就労支援	新規
	2 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 職業教育の実施	

大柱	中柱	小柱
IV 共に育ち、共に学ぶ 教育を推進する	1 障害のある児童生徒 の教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員の資質の向上 (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実 (4) 学校施設の整備
	2 自立できる力の強化	(1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備
V 安心・安全な環境を つくる	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 難病患者支援の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	3 福祉のまちづくりの 推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実

新規

VII 主な施策

1 理解を深め、権利を護る

(1) 相互理解の強化

- 福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する仕組みを構築

(2) 差別解消の推進

- 障害者差別解消法、県共生社会づくり条例などを踏まえ、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供などについて普及啓発を推進

(3) 権利擁護の取組の充実

- 障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を実施

2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

(1) 地域生活支援体制の充実

- 相談支援に関して、検証・評価を行う市町村を支援するとともに、相談支援体制の強化・充実に向けた検討を実施
- 入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保
- 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図るための協議の場を設置し、支援体制を構築
- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムを構築

(2) 日中活動の場の確保

- 地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流を図るための各種事業を行う地域活動支援センターの取組を支援

(3) 住まいの場の確保

- 地域での自立生活のため、グループホームなどの整備を促進するとともにサービスの質の向上のため職員に対する研修などの取組を実施

(4) コミュニケーションの支援

- 点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材に対する研修の取組を支援し、質の向上を推進

(5) 社会参加の支援

- 東京 2020 パラリンピック競技大会により醸成される障害者スポーツと障害者に対する理解を更に促進するため、障害者スポーツを振興
- 芸術文化の鑑賞機会や発表・体験の機会の提供及び障害者芸術文化活動支援センターの支援などにより、障害者の芸術文化活動の裾野を拡大

3 就労を進める

(1) 就労に向けた支援

- 障害者の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務等）を支援
- 重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援
- 就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上の取組を支援

(2) 職業訓練の充実

- 総合リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援事業を行い、障害者の一般就労を支援

4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

(1) 障害のある児童生徒の教育の充実

- 「支援籍」の充実を図るなど、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ多様な環境づくりを推進
- 高等学校のエレベーターなどの改修を進めるとともに、小・中学校のバリアフリー化について市町村への働き掛けを推進

(2) 自立できる力の強化

- 特別支援学校と関係機関・企業との連携を強化し、産業現場などの実習拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実

5 安心・安全な環境をつくる

(1) 療育体制の充実

- 聴覚障害児に早期に適切な支援を行うため、保護者などに適切な情報を提供するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携体制を構築

(2) 保健・医療サービスの充実

- 難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービスなどの福祉サービスを充実
- 高次脳機能障害者支援センターを核に、市町村や医療機関などと連携を密にして当事者及び家族に対する支援のネットワークを構築

(3) 福祉のまちづくりの推進

- 安心して鉄道を利用できるよう、鉄道事業者にバリアフリー化を働き掛けるとともに、その整備を支援

(4) 安全な暮らしの確保

- 福祉避難所における障害者などの要配慮者に配慮した物資及び機材の備蓄や開設訓練の実施について、市町村に対し助言・支援
- 事業者等の新型コロナウイルス感染症等の発生時に必要な物資について備蓄を支援するなど感染症対策を充実